

議会改革検討委員会

第12回報告書

【報告事項】

文書質問制度

平成30年 6月28日

川崎市議会議会改革検討委員会

1 検討結果

当検討委員会では、本件について調査・検討を行ったところ、文書質問制度は、活用方法によっては非常に有効と思われるが、本市議会では、他都市と比較して議場における質問の機会が多く設けられているため、現時点では、文書質問制度を導入する必要はないとの内容で意見が一致し、検討委員会としての結論に至った。

2 議論の概要

(1) 本市の現状及び文書質問制度の必要性

- ・ 本市議会では、年4回の定例会において、各会派代表者1人による代表質問を行っている。また、年2回、6月議会と12月議会においては、個々の議員が市政一般について質問が行える一般質問を実施。さらに2月議会では、全議員を構成員とした予算審査特別委員会を設置し、予算に関する質問の機会を設けている。
- ・ 国会では、質問主意書による文書質問の制度があり、口頭による質問と併せて活用されている。文書質問制度の内容、他都市における運用状況及び課題等について把握することにより、本制度の有用性、本市議会への導入の可能性及び効果について検討を行うべきではないかと思われる。
- ・ なお、本市議会では、時期を問わず、各議員から執行部に対して、文書や口頭による質問が随時行われている状況である。これは、制度等に定められたものではなく、議員の活動の一環として事実上行われているものである。

(2) 文書質問制度に係る他都市の状況

- ・ 政令指定都市における文書質問の実施状況を見ると、制度を導入している都市は札幌市、横浜市、京都市、大阪市及び広島市の5市であった。なお、平成26年度から平成28年度までの3年間における文書質問の実施件数（合計）は、横浜市及び京都市は0件、大阪市は3件、広島市は7件、札幌市は14件であった。
- ・ 調査対象を神奈川県及び県内市に拡大し調査したところ、文書質問制度を導入している都市は神奈川県、横須賀市及び鎌倉市であった。なお、平成26年度から平成28年度までの3年間における文書質問の実施件数（合計）は、横須賀市は0件、神奈川県は6件、鎌倉市は220件であった。
- ・ なお、県内市で唯一、文書質問の実施件数が年間200件近くに及んだことのある鎌倉市では、制度導入時に大量の質問主意書が執行部に送付されたことにより、執行部の事務負担が急激に増加し、行政機能に大きな影響を及ぼしたことから、制度の見直しを図り、厳密な質問回数

制限に至ったとのことである。

- ・ このように、文書質問制度を導入している都市は少なく、導入している都市においても、実施件数は少ない状況である。

(3) 検討委員会における議論の結論

- ・ 仮に文書質問制度を導入することとした場合、質問主意書を受領する執行部側との調整が必要であり、また、文書質問の実施期間や質問主意書の様式、一つの質問主意書に含まれる質問件数の上限設定など、具体的な内容についても同時に検討する必要があるものと思われる。
- ・ また、文書質問制度を導入した場合、全ての質問主意書が議長を経由して執行部に送付されることとなるため、従前のように、執行部に対する直接の質問が自由に行えなくなるのではないかとの懸念がある。
- ・ 働き方・仕事の進め方改革を推進している本市においては、文書質問への対応に係る職員の負担増など、働き方・仕事の進め方改革の考え方に一部逆行するような事態に陥ることのないよう、配慮する必要があるものとする。
- ・ 文書質問制度は、その活用方法によっては、更なる議会審議の充実や、効率的な議会運営に寄与するなど、非常に有効なものになり得ると考えられるが、その一方で、上記のとおり制度の導入に当たっては解決すべき課題がいくつか存在する。
- ・ 他都市における状況を鑑みると、文書質問制度は、議場での質問機会の少ない他都市の議会において、議員の質問の機会を補完する目的で導入されてきたものと推測される。
- ・ 本市議会では、各定例会における代表質問に加えて、年2回の一般質問、2月議会における予算に関する質問など、議場での質問機会が比較的多く設けられているものと認識しているところである。
- ・ 以上のことから、文書質問制度は活用方法によっては非常に有効なものと思われるが、他都市と比較して議場における質問の機会が多く設けられている本市議会の現状においては、あえて文書質問を実施する必要はないものとする。

検討項目「文書質問制度」に関する提案要旨（みらい）

国会には質問主意書による文書質問の制度があり、口頭による質問とあわせて活用されている。制度の内容、他都市における運用状況及び本制度に関する課題等について把握することにより、制度の有用性、導入の可能性について検討を行いたい。

質問主意書とは

(国会法第74条及び第75条の規定による)

国会議員は、国会開会中、議長を経由して内閣に対し文書で質問することができ、この文書を「質問主意書」と言う。質問しようとする議員は、質問内容を分かりやすくまとめた質問主意書を作り、議長に提出して承認を得る必要がある。

議長の承認を受けた質問主意書は、内閣に送られ、内閣は受け取った日から7日以内に答弁しなければならない。原則として、答弁も文書で行われる。なお、7日以内に答弁できない場合は、その理由と答弁できる期限が通知される。(参議院ホームページ「質問主意書とは」より抜粋)

国会法 (抜粋)

〔質問〕

第74条 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

② 質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

③ 議長の承認しなかつた質問について、その議員から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いなくて、議院に諮らなければならない。

④ 議長又は議院の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

〔答弁及びその期限〕

第75条 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

② 内閣は、質問主意書を受け取った日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をすることができないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。

質問主意書について (衆議院先例集より抜粋)

- ・ 質問は、邦文の主意書をもってする。
- ・ 質問主意書の提出者は、おおむね一人を例とする。
- ・ 質問主意書及びその答弁書は、印刷して配付し、会議録に記載する。
- ・ 質問主意書で資料を要求するものは、受理しない。
- ・ 議長が質問主意書の取扱いについて、議院運営委員会に諮問する。
- ・ 質問主意書は、印刷の上、内閣に転送するのを例とする。
- ・ 質問主意書について七日以内に答弁できないときは、内閣はその理由及び答弁できる期限を明示する。
- ・ 答弁書の一部について、印刷を省略する。
- ・ 質問主意書を撤回する。
- ・ 議長に対する質問書は、これを受理しない。

政令指定都市における文書質問制度の状況

1 実施の有無

あり	5市	札幌市、横浜市、京都市、大阪市、* <u>広島市</u>
なし	15市	仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市、川崎市

*広島市…予算特別委員会でのみ実施。

2 回数制限

なし	4市	札幌市、横浜市、大阪市、広島市
年1回まで	1市	京都市

3 会議録への掲載

あり	5市	札幌市、横浜市、京都市、大阪市、広島市
なし	0市	—

4 文書質問の実績（平成26年度～平成28年度合計）

0件	2市	横浜市、京都市
1～3件	1市	大阪市
4件以上	2市	札幌市、広島市

文書質問制度について

	実施の有無	回数制限	会議録への掲載	申し合わせ等	実績
札幌市	○	なし	あり	<p>質問等：公文書の写しの請求は文書質問として取り扱わない。</p> <p>※ H14.10.7 議会運営委員会申し合わせ事項</p> <p>【札幌市議会会議規則】</p> <p>第62条 議員は、会期中いつでも執行機関等に対し、文書で質問することができる。</p> <p>2 前項の質問は、簡明な趣意書を作り、議長に提出しなければならない。</p> <p>3 質問趣意書は、議長が答弁書提出の期日を指定して、執行機関等に送付する。</p> <p>4 議長は、質問趣意書及び答弁書の写を議員に配布する。</p>	H28年度 4件 H27年度 5件 H26年度 5件
仙台市	×	—	—	—	—
さいたま市	×	—	—	—	—
千葉市	×	—	—	—	—
相模原市	×	—	—	—	—
横浜市	○	なし	あり	<p>横浜市会会議規則 (文書による質問)</p> <p>第87条 議員は、会期中、口頭による質問の機会がない場合に執行機関に対し文書で質問することができる。</p> <p>2 前項の質問は、簡明な主意書を作り、議長に提出しなければならない。</p> <p>3 質問主意書は、議長が答弁書提出の期日を指定して、これを執行機関に送付する。</p> <p>4 議長は、質問主意書及び答弁書を会議録に掲載する。</p> <p>市会運営委員会申し合わせ・確認事項</p> <p>8 文書質問制度について</p> <p>(1) 質問主意書は、市会開会の日を含め、3日以内に提出するものとする。ただし、3日目が休日に当たる場合は、これを繰り下げる。</p> <p>(2) 文書質問は、口頭による質問の機会がない場合において、運営委員会の協議を経て行うことができるものとする。</p> <p>(3) 文書質問は、3項目以内とし、資料要求を行うことができないものとする。</p>	H28年度 0件 H27年度 0件 H26年度 0件
新潟市	×	—	—	—	—
静岡市	×	—	—	—	—
浜松市	×	—	—	—	—
名古屋市	×	—	—	—	—
京都市	○	年1回まで	あり	<p>文書質問は「口頭による質問の機会がない場合」などに口頭による質問を補完するために行うものと限定している。これは、本市会において、一般質問の日以降に市長等に対して質問する機会がないと認められる場合(一般質問を行う本会議以外には質問を行う機会を設けていないため)や、無所属議員から質問の申し出があった場合(一般質問を会派の代表制により行っているため)を想定している。</p> <p>なお、無所属議員が行う場合は、質問の頻度や原稿量については、会派が行う代表質問との均衡を欠かないようにする必要がある。</p> <p>※平成29年4月に、無所属議員から質問の申し出があったことから、その具体的実施方法について協議した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施頻度は1定例会(本市会は1会期制を採用)に1回(一般質問を行わない2月市会は除く) ・原稿量は7.5分相当(非交渉会派への割当時間(7.5分×議員数)に基づく)とすることを決定し、同年5月市会において実施された。 	H28年度 0件 H27年度 0件 H26年度 0件
大阪市	○	なし	あり	<p>執行機関等は、質問主意書を受け取った日から7日以内に答弁書を議長に提出しなければならない(会議規則第58条)ことから、予算委員会や決算特別委員会の4～5日間連続した質疑日の直前などに提出したい意向がある場合、答弁書の作成に要する期間を確保するために、質問主意書を議長が受理する時期を調整する必要がある。</p>	H28年度 3件 H27年度 0件 H26年度 0件
堺市	×	—	—	—	—
神戸市	×	—	—	—	—
岡山市	×	—	—	—	—
広島市	△ 予算特別委員会のみ	なし	あり	<p>発言通告を行った項目のうち、予定時間内に終了することができなかった項目については、委員長に申し出たうえで文書質問をすることができる。文書による回答を求めるとともに、会議録へ掲載している。(議会運営委員会における決定事項)</p>	H28年度 4件 H27年度 2件 H26年度 1件
北九州市	×	—	—	—	—
福岡市	×	—	—	—	—
熊本市	×	—	—	—	—
川崎市	×	—	—	—	—

神奈川県及び県内市における文書質問制度の状況

1 実施の有無

あり	1 県 2 市	神奈川県、横須賀市、鎌倉市
なし	1 4 市	三浦市、伊勢原市、南足柄市、厚木市、大和市、小田原市、平塚市、座間市、海老名市、秦野市、綾瀬市、茅ヶ崎市、藤沢市、逗子市

2 回数制限

なし	1 県 1 市	神奈川県、横須賀市
あり	1 市	鎌倉市

3 会議録への掲載

あり	1 県 1 市	神奈川県、鎌倉市
なし	1 市	横須賀市

4 文書質問の実績（平成26年度～平成28年度合計）

0 件	1 市	横須賀市
1 ～ 6 件	1 県	神奈川県
7 件以上	1 市	鎌倉市

文書質問制度について

都市名	実施の有無	回数制限	会議録への掲載	申し合わせ等	実績
神奈川県	○	なし	あり	<p>文書質問に回数制限はないが、神奈川県議会先例により、「各党派とも、提出の期間ごとに1名となるよう調整するものとし、提案説明日から直後の付託日までの間に口頭質問を行う場合においては、文書質問を控えるものとする。ただし、議会運営委員会が認めたときは、この限りでない。」、「文書質問を行おうとする者は、質問趣意書を付託日の休日を除く2日前までに議長に提出する」としている。</p> <p>【神奈川県議会会議規則】 (文書質問) 第83条 議員は、会期中いつでも執行機関に対し、文書で質問することができる。 2 文書で質問しようとするときは、簡明な趣意書を作り、議長に提出しなければならない。 3 質問趣意書は、議長が答弁書提出の期日を指定して、執行機関に送付する。 4 第81条第2項の規定は、議長が前項の答弁書を受理したときに準用する。</p>	H28年度 3件 H27年度 1件 H26年度 2件
三浦市	×	—	—	—	—
伊勢原市	×	—	—	—	—
南足柄市	×	—	—	—	—
厚木市	×	—	—	—	—
大和市	×	—	—	—	—
小田原市	×	—	—	—	—
平塚市	×	—	—	—	—
座間市	×	—	—	—	—
横須賀市	○	なし	なし	<p>市民への公表については市議会ホームページに掲載し、市議会ロビーに閲覧用を配架することとしている。※実績なし</p> <p>【横須賀市議会基本条例】 (議員の文書による質問) 第19条 議員は、閉会中又は休会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。 2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。 3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。</p> <p>【議会運営委員会申し合わせ事項】 43 閉会中又は休会中における議員の文書による質問について (1) 質問のレベルは、市長及び教育長等を対象とする本会議における一般質問のレベルとする。なお、質問は、質問者自身の所属する常任委員会の所管事項に関するものとする。 (2) 質問に対する回答の期限は、原則として1週間以内とする。ただし、1週間以内に回答できない場合は、市長等は回答の様式にその理由及び回答予定日を明記の上、質問者あて通知するものとする。なお、その場合、質問者はその旨を議長あて報告するものとする。 (3) 質問及び回答の全議員への通知については市議会グループウェアの掲示板への掲示で、市民への公表については市議会ホームページへの掲載で、それぞれ行う。また、市議会ロビーに閲覧用を配備する。</p>	H28年度 0件 H27年度 0件 H26年度 0件
海老名市	×	—	—	—	—
秦野市	×	—	—	—	—
綾瀬市	×	—	—	—	—
茅ヶ崎市	×	—	—	—	—
藤沢市	×	—	—	—	—
逗子市	×	—	—	—	—
鎌倉市	○	あり	あり	<p>【鎌倉市議会文書質問取扱要領】 第2条 文書質問ができる期間は、会期中を除く期間とする。 第3条 議員は、文書質問を行おうとするときは、文書質問主意書を議長に提出しなければならない。 2 文書質問主意書は、その趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。 3 文書質問主意書の提出に当たっては、1回あたりの質問件数を1件とし、当該文書質問に係る答弁書が提出されるまでは新たな文書質問主意書の提出はできないものとする。 第4条 議長は、提出された文書質問主意書を市長等に遅滞なく、送付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には送付しないものとする。 (1) 資料の提出を要求するもの (2) 国、都道府県又は他の市町村に関する事項など、鎌倉市が処理している事務ではない事項について質問するもの (3) 鎌倉市の市長等及びその補助職員ではないものを「答弁を求める者」に指定しているもの (4) 不穏当な用語を用いたり、特定の人を誹謗中傷するなど、議会の品位を傷つけると認められるもの (5) 緊急を要しない事案等と認められるもの</p>	H28年度 23件 H27年度 197件 H26年度 一件

政令指定都市における質問・質疑の実施状況

1 定例会の回数

年 4 回	16 市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、川崎市
年 3 回	1 市	大阪市
年 2 回	1 市	神戸市
通 年	2 市	相模原市、京都市

2 代表質問・代表質疑等

2-1 質問形態（呼称）

代表質問	13 市	札幌市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、岡山市、熊本市、川崎市
代表質疑	7 市	仙台市、千葉市、名古屋市、京都市、北九州市、福岡市、川崎市
その他	8 市	さいたま市（議案に対する質疑）、横浜市（予算代表質疑／予算関連質疑／議案関連質疑）、名古屋市（議案外質問）、大阪市（質疑）、堺市（大綱質疑／大綱質疑以外の質疑）、神戸市（質疑）、広島市（総括質問／個人質疑）、福岡市（補足質疑）

2-2 発言者

交渉会派の代表	10 市	仙台市、千葉市（代表質疑）、横浜市（予算代表質疑）、相模原市（代表質疑）、浜松市、 <u>*1 京都市</u> （代表質問）、大阪市、北九州市、熊本市、川崎市
会派代表	8 市	千葉市（代表質問）、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市（代表質疑）、岡山市、広島市、福岡市（代表質疑）
会派代表及び無所属議員	7 市	<u>*2 札幌市</u> 、さいたま市、横浜市（予算関連質疑／議案関連質疑）、相模原市（個人質疑）、堺市、神戸市、福岡市（補足質疑）

*1 京都市… 9月議会のみ非交渉会派も可能。

*2 札幌市… 非交渉会派及び無所属議員は年1回のみ。

2-3 発言時間

会派持ち 時間制	12市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、名古屋市、京都市、堺市（大綱質疑）、神戸市、岡山市、福岡市
その他	9市	新潟市（60分以内）、静岡市（50分以内）、浜松市（35分以内）、大阪市（40分以内）、堺市（大綱質疑以外の質疑：20分以内）、広島市（制限なし・おおむね30分程度）、北九州市（90分以内）、熊本市（60分以内）、川崎市（努力目標時間）

3 一般質問等

3-1 質問形態（呼称）

一般質問	14市	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、浜松市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、川崎市
個人質問	2市	名古屋市、岡山市
個人質疑	3市	千葉市、相模原市、名古屋市
質疑	2市	北九州市、熊本市
その他	3市	静岡市（総括質問）、北九州市（一般質疑）、福岡市（議案質疑）

※札幌市、京都市及び堺市は、一般質問等の形態では実施していない。

3-2 発言者

全議員対象 （制限なし）	2市	新潟市、川崎市
全議員対象 （制限あり）	13市	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市
会派代表	1市	広島市
交渉会派の 代表	1市	大阪市

3-3 発言時間

会派持ち 時間制	10市	仙台市、さいたま市、千葉市（一般質問）、横浜市、相模原市、静岡市、名古屋市、神戸市、北九州市、福岡市（一般質問）
10分～30分	5市	浜松市、大阪市、* ³ 岡山市、熊本市（質疑）、川崎市
31分～60分	4市	千葉市（個人質疑）、新潟市、広島市、福岡市（議案質疑）
61分以上	1市	熊本市（一般質問）

*³ 岡山市…代表質問を行わない定例会では、10分、20分、30分の選択制
（会派持ち時間の範囲内で調整）

各政令指定都市における代表質問・質疑実施状況

	定例会の回数	代表質問・代表質疑等			一般質問等		
		形態	発言者	発言時間	形態	発言者	発言時間
札幌市	年4回	代表質問 ※議案に対する質疑と一般質問を合わせた形で実施	会派代表及び無所属議員 ※非交渉会派及び無所属議員は年1回	会派持ち時間制	(左記参照)		
仙台市	年4回	代表質疑 ※各定例会で実施	交渉会派(5人以上)の代表	会派持ち時間制	一般質問 ※各定例会で実施	全議員対象 ※会派持ち時間による上限あり	会派持ち時間制
さいたま市	年4回	①議案に対する質疑 ※各定例会で実施 ②代表質問 ※2、9月定例会で実施	会派代表及び無所属議員	会派持ち時間制	一般質問 ※6月、9月、12月定例会で実施	全議員対象 ※会派持ち時間による上限あり	会派持ち時間制
千葉市	年4回	①代表質疑 ※2、9月定例会で実施 ②代表質問 ※第4回定例会で実施	①交渉会派(4人以上)の代表 ②会派代表	会派持ち時間制	①個人質疑 ※予算議会以外で実施 ②一般質問 ※各定例会ごとに実施	全議員対象 ※制限あり(右記参照)	①1人50分以内(答弁時間を含まず) ②会派持ち時間制
横浜市	年4回	①予算代表質疑 ②予算関連質疑 ※①、②は予算議会で実施 ③議案関連質疑 ※各定例会で実施	①交渉会派(5人以上)の代表 ②③会派代表及び無所属議員	会派持ち時間制	一般質問 ※予算市会、これに準ずる市会及び初市会を除く定例会で実施	全議員対象 ※人数制限あり	会派持ち時間制
相模原市	通年 (年4回の定例会議)	代表質問 ※各定例会で実施	交渉会派(3人以上)の代表	会派持ち時間制	①個人質疑 ②一般質問 ※①、②は各定例会で実施	①非交渉会派の代表及び無所属議員 ②全議員対象 ※人数制限あり	会派持ち時間制
新潟市	年4回	代表質問 ※予算議会で実施	会派代表	60分以内(答弁時間を含む)	一般質問 ※各定例会で実施	全議員対象	質問は30分以内、答弁を含めて60分以内
静岡市	年4回	代表質問 ※予算議会で実施	会派代表	50分以内(答弁時間を含まず)	総括質問 ※各定例会で実施	全議員対象 ※会派持ち時間による上限あり	会派持ち時間制
浜松市	年4回	代表質問 ※各定例会で実施	※交渉会派(4人以上)の代表	35分以内(答弁時間を含まず)	一般質問 ※各定例会で実施	全議員対象 ※正副議長を除く全議員に年1回、代表質問または一般質問の機会を認めている。	1人30分以内(答弁時間を含まず)
名古屋市	年4回	①代表質問 ※予算議会及び市長選後の初議会で実施 ②代表質疑 ③議案外質問 ※②、③は各定例会で実施	会派代表	①会派持ち時間制 ②③会派持ち時間制または議運で協議し決定	①個人質疑 ②個人質疑 ※①、②は各定例会で実施	全議員対象 ※制限あり(右記参照)	①会派持ち時間制 ②会派持ち時間制または議運で協議し決定
京都市	通年 (年4回の定例審議期間)	①代表質疑 ※予算議会で実施 ②代表質問 ※予算議会以外の各定例会で実施	①会派代表 ②交渉会派(5人以上)の代表 ※9月議会のみ非交渉会派も可能	会派持ち時間制	一般質問は実施していない。		

	定例会の回数	代表質問・代表質疑等			一般質問等		
		形態	発言者	発言時間	形態	発言者	発言時間
大阪市	年3回	①代表質問 ※予算議会で実施 ②質疑 ※9～12月定例会で実施	交渉会派（5人以上）の代表	①40分以内（答弁時間を含まず） ②議運で協議し決定	一般質問 ※9～12月定例会で実施	交渉会派（5人以上）の代表	1人30分以内（答弁時間を含まず）
堺市	年4回	①大綱質疑 ※初日提出議案に対する質疑と一般質問を合わせた形で実施 ②大綱質疑以外の質疑 ※付議案件に限定して実施	①会派代表及び無所属議員 ②議運で協議し決定	①会派持ち時間制 ②20分以内（答弁時間を含まず）	（左記参照）		
神戸市	年2回	質疑 ※各定例会で実施	会派代表及び無所属議員	会派持ち時間制	一般質問 ※各定例会で実施	全議員対象 ※各議員1年1回まで	会派持ち時間制
岡山市	年4回	代表質問 ※2、9月定例会で実施	会派代表	会派持ち時間制	個人質問 ※各定例会で実施	全議員対象 ※ただし、代表質問を行った者は個人質問をすることができない	20分以内。 代表質問を行わない定例会…10分、20分、30分の選択制（会派持ち時間の範囲内で調整）
広島市	年4回	①総括質問 ※予算議会で実施 ②個人質疑 ※予算議会以外で実施	会派代表	制限なし ※おおむね1人30分程度	一般質問 ※各定例会で実施	会派代表	一回目の質問は30分以内、再質問は10分以内（答弁時間を含まず）
北九州市	年4回	代表質疑 ※予算議会で実施	交渉会派（5人以上）の代表	90分以内（答弁時間を含む）	①一般質疑 ※予算議会で実施 ②質疑 ※予算議会以外で実施 ③一般質問 ※予算議会以外で実施	全議員対象 ※人数制限あり	会派持ち時間制
福岡市	年4回	①代表質疑 ②補足質疑 ※①、②は予算議会で実施	①会派代表 ②会派代表及び無所属議員	会派持ち時間制	①議案質疑 ※各定例会で実施 ②一般質問 ※6、9、12月定例会で実施	全議員対象 ※制限あり（右記参照）	①1人60分以内（答弁時間を含む） ②会派持ち時間制
熊本市	年4回	代表質問 ※予算議会、市長選後・議員改選後の初議会で実施	交渉会派（4人以上）の代表	60分以内（答弁時間を含む）	①質疑 ※各定例会で実施（委員長報告の後に行う） ②一般質問 ※各定例会で実施	全議員対象 ※②について、人数制限あり（1定例会12人まで）	①1人10分以内（答弁時間を含まず） ②1人120分以内（答弁を含む）
川崎市	年4回	①代表質問 ※各定例会で実施 ②代表質疑 ※分割議決議案及び追加議案が対象	交渉会派（3人以上）の代表	①努力目標時間 ※会派及び所属議員数により配分 ②制限なし	一般質問 ※6、12月定例会で実施	全議員対象	概ね1人30分程度